

軽自動車等の手続きはお済みですか？

原動機付自転車(排気量125cc以下)や小型特殊自動車等について、以下①～⑧のような異動があった場合には、本庁税務徴収課または各支所で手続きが必要です。

- ①販売店等から購入した
- ②知人等から譲り受けた
- ③市外から転入し、登録住所が旧住所地になっている
- ④廃棄した
- ⑤市外に転出し、登録住所が常陸大宮市になっている
- ⑥知人等に譲った
- ⑦盗難に遭った
- ⑧亡くなった方の名義になっている

手続きに必要なもの

| 異動の事由 | 販売 証明書 | 譲渡 証明書 | 廃車 証明書 | 標識交付 証明書 | ナンバー プレート | 本人確認 書類 ※1 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-------------|--------------|---------------|
| 購入(新規登録) | ○ | | | | | ○ |
| 譲受(廃車手続き済み) | | ○ | ○ | | | ○ |
| 譲受(廃車手続きなし) | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 転入(廃車手続き済み) | | | ○ | | | ○ |
| 転入(廃車手続きなし) | | | | ○ | ○ | ○ |
| ナンバープレート交換 | | | | ○ | ○ | ○ |
| 廃車(廃棄、転出、譲渡) | | | | ○ | ○ | ○ |
| 廃車(盗難) | | | | ○ | | ○ |

※1 マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等。代理人による手続きの場合は、代理人のみ本人確認書類が必要となります。

※車台番号のメモや商品カタログ等での登録はできません。必ず譲渡(販売)人の情報が記載された譲渡(販売)証明書をご準備ください。

※盗難の場合は、警察署で盗難届を提出した際の「受理番号」等の記入が必要ですので、控えておいてください。

※災害により使用不可となった原動機付自転車(排気量125cc以下)や小型特殊自動車等も手続きが必要です。また、ナンバープレートや車両が流されてしまった場合には、ナンバープレートが無くても手続き可能です。届出人の本人確認書類をお持ちのうえ、税務徴収課または各支所へお越しください。

軽自動車、二輪の小型自動車、軽二輪については、下記にお問い合わせのうえ、手続きをしてください。

※災害により使用不可となった軽自動車、二輪の小型自動車、軽二輪も手続きが必要です。

| 車両の種類 | 手続き先 |
|--|--|
| 軽自動車 (660cc以下の三輪・四輪のもの) | 軽自動車検査協会 茨城事務所 水戸市酒門町4400番地 ☎050-3816-3105 |
| 二輪の小型自動車 (250cc超のもの) 軽二輪 (125cc超250cc以下のもの) | 関東運輸局 茨城運輸支局 水戸市住吉町353番地 ☎050-5540-2017 |

軽自動車等の処分を代行者に依頼したときは、廃車等の申告(課税の停止を含む)についても、併せて完了しているか、代行者に確認をしてください。

問 本庁 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線239